

# 修学支援新制度(JASSO 給付奨学金)を 今回『新たに』申請する日本人学部生

## ②新制度\_新規申請者用しおり (令和8年度前学期授業料免除)

新たに修学支援新制度(授業料免除と給付奨学金がセットとなる支援)の申請を希望する日本人学部生は、本しおりの内容を確認してください。

### 必 読

高等教育の修学支援新制度は、学部生を対象とした「授業料免除」と「給付奨学金」の両方の支援を受けられる国の制度です。

制度の支援を受けるためには、まず日本学生支援機構の【給付】奨学金に申請する必要があります。給付奨学金の申請を行うと、自動的に授業料免除の申請も行われます。

**修学支援新制度の支援を希望する者は、現時点では本しおりに基づき行う手続きはありません。**  
あらかじめ本しおりの内容を確認した上で、令和8年4月に募集を開始する日本学生支援機構の給付奨学金に申請を行ってください。

奨学金申請の詳細は、後日、教務情報ポータルシステムで案内いたしますのでご確認ください。

## 1. 修学支援新制度の概要

修学支援新制度は以下の2つの支援を受けることができる制度です。

- ◆日本学生支援機構給付奨学金(原則返還不要な奨学金)
- ◆大学の学費(入学料と授業料)の免除

この制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された給付奨学金の支援区分により、学費の免除額も決定します。

## 2. 修学支援新制度の多子世帯支援拡充について

令和7年度から、多子世帯(※)の学生に対して、授業料および入学料が所得制限なく国が定める一定の額まで無償化となります。「多子世帯の授業料等無償化=修学支援新制度による支援」であり、支援を受けるためには日本学生支援機構の給付奨学金へ申請を行い、採用される必要があります。

多子世帯への支援拡充を含む学費免除額については、次頁の別表をご覧ください。

(※)多子世帯の要件 ←本要件は、令和8年度前学期授業料免除に適用されます

2024年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の人数が、学生本人を含め3人以上である世帯(多子世帯に該当する例は「3. 申請資格について」を参照)

(別表)学費免除額について

◎多子世帯 非該当者			
支援区分 (1子・2子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)	
		通学形態	支給額(月額)
I	全額免除	自宅通学	29,200円 (33,300円)
		自宅外通学	66,700円
II	2/3額免除	自宅通学	19,500円 (22,200円)
		自宅外通学	44,500円
III	1/3額免除	自宅通学	9,800円 (11,100円)
		自宅外通学	22,300円

◎多子世帯 該当者				
支援区分 (多子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)		
		通学形態	支給額(月額)	
I (多子世帯)	全額免除	自宅通学	29,200円 (33,300円)	
		自宅外通学	66,700円	
II (多子世帯)		自宅通学	19,500円 (22,200円)	
		自宅外通学	44,500円	
III (多子世帯)		自宅通学	9,800円 (11,100円)	
		自宅外通学	22,300円	
IV (多子世帯)		自宅通学	7,300円 (8,400円)	
		自宅外通学	16,700円	
多子世帯			給付奨学金 支給なし	

※生活保護世帯で自宅から通学する方及び児童養護施設等から通学する方は、給付奨学金の支給月額が( )の金額となります。

## 【参考】資産要件に係る上限額

日本学生支援機構給付奨学金には、「資産基準」という選考基準があります。基準を満たすには、申込時点で学生と生計維持者の資産額の合計が、機構が定めた上限額を下回っている必要があります。

給付奨学金が支給される基準(5,000万円未満)は超えていても、多子世帯かつ学生と生計維持者の資産の合計が3億円未満であれば、授業料免除の基準は満たしています。

### 資産基準

世帯状況	学費免除に係る 学生と生計維持者(※)の資産の合計
多子世帯ではない	5,000万円未満
多子世帯	3億円未満

※生計維持者の人数による上限額の違いはありません。

※給付奨学金における資産要件の上限額は、一律5,000万円未満となります。例えば、多子世帯かつ資産額1億円の場合は、学費免除のみ対象となり、給付奨学金は支給されません。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券)の合計額を指し、土地等の不動産は含みません。

## 3. 申請資格について

以下の(1)又は(2)のいずれかの申請資格に該当するかどうか、事前に確認してください。

申請資格を満たしていない場合で、本制度を申請しない方は大学独自制度の授業料免除(又は徴収猶予)に申請することができます。その場合の申請資格等は【③新制度対象外\_学部生用しおり】を確認してください。

なお、大学独自制度の申請期限は**令和8年3月6日(金)**ですのでご注意ください。

### (1)日本学生支援機構給付奨学金の申請希望者

以下のすべてに該当する者(※1,※2については次項を確認してください)

- 学部生
- 日本国籍を有する者又は、以下の在留資格(※1)を有する外国籍の者
- 学生本人と生計維持者の資産額合計が資産基準額未満であること
- 高等学校を卒業してから大学入学までに3浪以上していない者
- 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準に該当している者(※2)

### (2)多子世帯に該当する日本学生支援機構給付奨学金の申請希望者

以下のすべてに該当する者(※1,※3については次項を確認してください)

- 学部生
- 日本国籍を有する者又は、以下の在留資格(※1)を有する外国籍の者
- 学生本人と生計維持者の資産額合計が資産基準額未満であること
- 高等学校を卒業してから大学入学までに3浪以上していない者
- 2024年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の人数が3人以上(学生本人を含む)である多子世帯(※3)に該当する者

### (※1)在留資格

「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」、「定住者」(日本に永住する意思のある者)、「家族滞在」(「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者)

### (※2)日本学生支援機構給付奨学金の家計基準に該当している者

家計基準に該当するかは、進学資金シミュレーターで確認してください。

進学資金シミュレーターは、世帯の年収等を入力することで、日本学生支援機構給付奨学金の家計基準を満たしているかを少し具体的に知ることができる、日本学生支援機構が提供しているツールです。

※シミュレーション結果はあくまで目安であり、実際の申請結果と異なる場合があります。

●次の手順でシミュレーションをしてください。

ア. 右の URL にアクセスしてください。

イ. 以下のようにメニューを選択してください。

奨学金シミュレーション

→ 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)

→ 2026 年度 春の在学採用の申込

→ 内容を入力し、「計算する」をクリック

ウ. 支援内容が以下のいずれかの区分の場合は申請対象となります。

第Ⅰ区分(満額の支援)

第Ⅱ区分(2/3 額の支援)

第Ⅲ区分(1/3 額の支援)

★多子世帯の場合(授業料減免は満額の支援)

第Ⅰ～Ⅳ区分(多子)

多子世帯

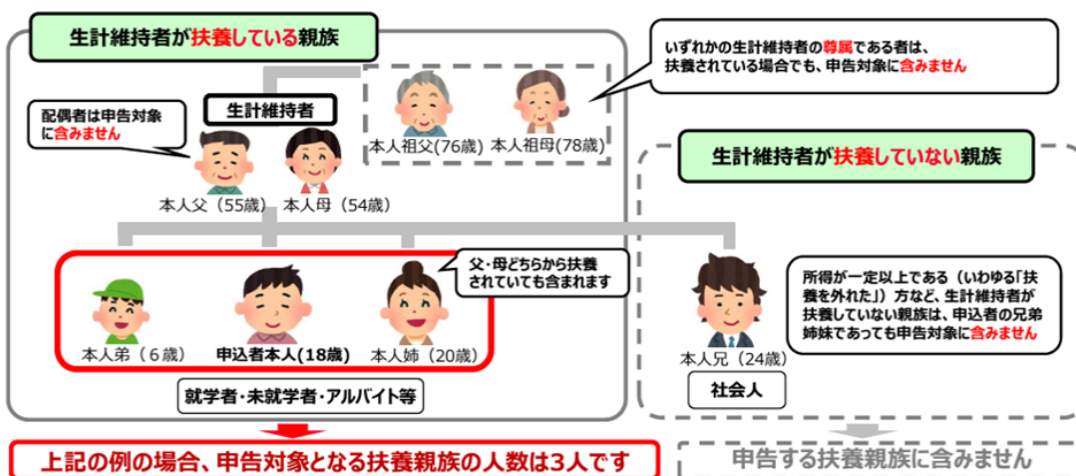
進学資金シミュレーターのアクセス先

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



※「給付奨学金の対象者となりません」と表示された場合は、家計基準の「対象外」となる場合があります。ただし、シミュレーション結果はあくまで目安であり実際の申請結果と異なる場合があります。「対象外」となった場合でも、申請を妨げるものではありませんので、学費免除を希望する場合は給付奨学金の申請をしてください。

(※3)生計維持者(父母)に扶養されている「子ども」の人数が3人以上(学生本人含む)の多子世帯の例  
多子世帯に該当するか否かは、2024年(1月～12月)の所得に基づく令和7(2025)年度市町村民税の課税情報を基に、生計維持者全員の扶養親族の数の合計によって判定されます。



## 4. 授業料免除の結果通知について

令和8年4月に募集のある日本学生支援機構給付奨学金の採否に基づき、令和8年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から免除結果を通知します。給付奨学金に採用された場合、支援区分に基づき授業料免除を行います。不採用の場合、免除は不許可となります。

- ※日本学生支援機構給付奨学金申請者は、免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。
- ※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。
- ※日本学生支援機構給付奨学金の申請後に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

## 5. 留意事項

- 新制度の支援内容は家計基準や学業基準に基づいて定期的に見直されるため、支援内容が途中で変更されることがあります。多子世帯の要件に該当しているかどうかの確認も定期的に行われます。採用されたとしても、卒業まで無条件で採用時と同じ支援を継続して受けられるものではありません。
- 奨学金や免除に関する連絡は教務情報ポータルシステムで案内されるので、見落とさないように注意してください。

## 6. 問い合わせ先

スチューデントライフサポート室    **E-mail : shien\_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp**  
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

- ※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。
- ※お問い合わせは必ず学生本人から学生番号のメールアドレスを用いて連絡してください。
- ※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。
- ※メールの対応は大学の営業日となります。
- ※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問合せください。